

漏水調査及び緊急修繕等業務委託仕様書

令和4年11月

青森市企業局水道部

第1章 共通事項

漏水調査及び緊急修繕等業務委託（以下「業務委託」という。）の円滑な処理を行うため、本仕様書に基づき業務を遂行するものとする。

1 総括責任者及び主任技術者

(1) 受注者は、業務委託全体を総括する管理能力のある責任者（以下「総括責任者」という。）を配置し、業務従事者等を確保しなければならない。また、管路維持業務、漏水調査業務及び給水装置関連業務毎に一名以上の主任技術者を配置するものとする。総括責任者は主任技術者を兼ねることが出来るものとし、主任技術者は各業務を兼務することができる。

(2) 総括責任者及び主任技術者の責務は以下のとおりとする。

ア 総括責任者は、業務委託の履行について、業務間の調整を図り、円滑な管理・運営を行わなければならない。

イ 総括責任者は、毎月の業務報告書を翌月の10日までに発注者に提出しなければならない。

ウ 主任技術者は、業務体制を整え、業務従事者を監督するとともに業務委託の各業務との連絡調整をとらなければならない。

2 個人情報取扱い

受注者は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施にあたっては、個人の権利・利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

3 環境マネジメントシステム

受注者は、発注者が、自己宣言方式による環境マネジメントシステムに取り組んでいる現状を理解するとともに、省エネルギーの推進及び各種手順書を遵守して業務を行うものとする。

4 その他

この仕様書に定めのない事項については、速やかに発注者に報告し、指示を受けて処理するものとする。

第2章 各仕様書

(1) 管路維持業務仕様書

I 緊急修繕業務

II バタフライ弁・空気弁点検業務

Ⅲ 年末年始凍結修理当番業務

- (2) 漏水調査業務仕様書
- (3) 検定満期メーター取替業務仕様書

(1) 管路維持業務仕様書

I 緊急修繕業務

(目的)

第1条 本業務は、漏水調査により発見した漏水箇所及びその他道路漏水等、緊急を要する修繕を速やかに実施することにより、管路の効率的な維持管理の遂行を目的とする。

(関係官公署等への許認可申請)

第2条 工事施工のため必要な官公署等への諸手続きは、受注者において迅速に処理しなければならない。関係官公署、その他に対して交渉を要するとき、又は交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を発注者に申し出て協議するものとする。この仕様書に記載のない事項については、青森市水道部「上水道配管工事標準仕様書」「給水装置工事施行指針」及び「給水装置の修繕等に関する要綱」に準拠するほか、発注者の指示によるものとする。

(現場代理人及び主任技術者等)

第3条 受注者は、工事において発注者の指示に従い、工事現場の取締り及び工事に関する一切の事項を処理する現場代理人及び工事現場における工事施工の技術上の管理をつかさどる主任技術者を定め、発注者に届け出るものとする。

2 受注者は、前項によるほか、次の各号に規定する技術者等5名以上を定め発注者に届け出るものとする。ただし、前項の主任技術者は当該技術者を兼ねることができるものとする。

(1) 配管作業（継手接合を含む。）に従事する技術者は、(公社)日本水道協会の配管技能登録者（一般継手、耐震継手、大口径のいずれか）であり、受注者が恒常的に雇用する者（3ヵ月以上雇用する者）を1名以上配置すること。官公需適格組合の場合は、直接の雇用関係にある者または、官公需適格組合の組合員と直接の雇用関係にある者であること。

(2) 配管施工等の業務を補助する者を4名以上配置すること。

3 受注者は、特殊作業員としてバックホウ等特殊重機を操作できる者及びダンプ、トラック等の運転ができる者を確保し、その技能に関する講習修了証等の写しとともに発注者に届け出るものとする。ただし、これらの者は前項の者が兼ねることができるものとする。

(機械器具)

第4条 受注者は、工事施工にあたり、道路等の掘削機械、配管用工具、埋戻復旧用機械、土砂等運搬車両及びその他工事に必要な機械器具一式を確保するものとする。

(工事内容)

第5条 受注者は、漏水調査により発見した漏水箇所及び毎月指定期間内において発注者から指示されたその他道路漏水等の緊急を要する、次の各号の修繕を迅速に施工するものとする。ただし、工事内容等その状況により指定期間以外においても工事を施工できるものとする。

- (1) 漏水調査による漏水発見箇所の修繕
- (2) 前号に掲げるもののほか、次の緊急を要する修繕
 - ① 道路漏水
 - ② 工事中破損等（緊急切り廻し含む）
 - ③ メーターに係る緊急修繕
 - ④ その他（緊急を要する修繕）
 - ⑤ 検定満期メーター取替業務に係るメーター廻り修繕
(第7工区、電子・大型工区に限る)

(工事の発注)

第6条 発注者は、工事を別紙1「修繕工事伝票」又は別紙2「メーター廻り修繕伝票」の交付をもって発注し、受注者はこれにより速やかに着工するものとし、原則として工事における全ての責任は受注者が負うものとする。

(材料の規格)

第7条 受注者が工事に使用する材料は原則としてすべて発注者承認品とする。ただし、それ以外を使用する場合は、水道法施行令第5条の「構造及び材質の基準」に適合したもので、かつ、事前に発注者の承諾を得るものとする。

(安全対策)

第8条 受注者は、工事による一般交通への危険及び渋滞の防止、歩行者の安全等を図るため、事前に道路状況を把握し、交通の処理方法について検討のうえ、交通誘導警備員の配置や道路標識、標示板等必要な機材を設置するなど十分な安全対策を講ずるものとする。

(断水対策)

第9条 受注者は、原則として工事による断水は避けるものとし、やむなく断水が予想される場合は工事着工前に、また工事中に断水となった場合は速やかに発注者へ連絡し、指示に従うものとする。

(事故の発生)

第10条 受注者は、工事中の事故防止には万全を期すものとし、やむなく事故が発生した場合は、被害拡大防止に努めるとともに速やかに発注者へ連絡し、指示に従うものとする。

(付近住民との協調)

第11条 受注者は、工事を施工するにあたり、適宜付近住民等に工事内容を説明し、理解と協力を得るものとする。

- 2 受注者は、付近住民等から当該工事に係る相談、要望を受けた場合は誠意をもって対応し、その内容等について遅滞なく発注者に報告し、その指示を受けるものとする。
- 3 受注者は、いかなる理由があっても、付近住民等からの報酬、手数料等を受け取ってはならない。
- 4 工事施工にあたり、受注者が第三者に及ぼした損害は、受注者の責任と負担において処理しなければならない。

(夜間及び休日の待機)

第12条 受注者は、午後5時から翌日午前8時30分まで4名が自宅待機するものとし、発注者の指示により速やかに緊急修繕に対応するものとする。

- 2 受注者は、休日（土曜日、日曜日及び祝日）午前8時30分から午後5時まで配管工1名が水道部敷地内に待機するものとし、発注者の指示により速やかに緊急修繕に対応するものとする。
- 3 受注者は、毎月の夜間及び休日の待機料を翌月15日までに、発注者指定の請求書により、発注者に請求するものとする。
- 4 発注者は、各年度に定めた単価により、前項の請求があった日から30日以内に、待機料を受注者に支払うものとする。

(精算書類の提出)

第13条 受注者は、工事が完了し次第、別紙3から別紙5の精算書類（「修繕工事等委託伝票」、「精算入力票」、及び「精算（メーター取替）」）にその工事内容を詳細に記載し、状況が把握できる工事写真（着工前、工事中、完成）を添付のうえ、速やかに発注者に提出するものとする。

(修繕費の精算)

第14条 発注者は、修繕費用について、受注者から提出された精算書類を精査し、発注者が定めた単価に基づき精算するものとする。

(対象地域)

第15条 対象地域は、平成17年合併前の旧青森市区域とする。ただし、発注者は緊急修繕の状況により旧浪岡町区域の工事発注を行うことができるものとする。

(待機場所)

第16条 受注者は、平日昼間は、水道部敷地内等、緊急対応可能な場所で待機するものとする。

令和 年 月 日

緊急修繕工事従事者（技術者）名簿

青森市公営企業管理者企業局長 様

住所
商号
代表者職氏名

印

緊急修繕工事従事者（技術者）について、下記のとおり定め通知します。

職務分担	氏名	実務経験年数 (年)	緊急時連絡先

※特殊作業員については、技能講習終了証等の写しを添付すること。

修繕工事伝票

受付番号		受付者		委託年月日	令和	年	月	日
修繕場所	番 号			漏対発見番号				
申込者								
作業指示内容					工事区分			
					道路漏水 一次側 バルブ筐 分水止め 老朽管 試験堀 その他 () 工 破 切廻し 消火栓			
					管 種			
					DIP VP PP			
					その他 ()			
					口 径			
<input type="checkbox"/> 交通誘導員 A 人 B 人					φ			
業者名								

メーター廻り修繕伝票

起票 年 月 日

目 標	
立合い希望	
日時指定	
伝票発行者名	
課	

連絡先		
電話	局	番

◎施工業者名

施工種別					施工理由					伝票番号					
お客さま番号					住 所										
検 針 順 路					方 書										
B別	町名	号	戸別番号	枝	使用者名										
取 外 メ ー タ	指 針					m ³	取	指 針					m ³		
	メーカ	型					番 号	付	メーカ	型					番 号
	口 径	mm	検定満期					メ	口 径	mm	検定満期				
	取外月日	年 月 日						タ	取付月日	年 月 日					
検 針 指 針						m ³	メーカ位置		メーカ型式	バルブ					
メーカ			閉	開			開			栓					
口径	mm		閉	閉栓月日	年 月 日		開	開栓月日	年 月 日						
番号	号		栓	閉栓指針	m ³			開	開栓指針	m ³					
入力月日	取外事由	取付事由	閉開栓区分	閉栓事由	開栓事由	中止コード									

修繕工事等委託伝票

受付番号		業者名		印	課長	
検査	下記のとおり相違ないことを確認した。	印	現場担当者	印		
委託年月日		修繕年月日			副参事	
修繕場所					チームリーダー	
目標						
掘削面積図、道路復旧図、立体図、その他			工事区分		検算者	
					担当	
漏対発見番号	土質	漏水量(m ³ /日)	漏水箇所原因	工破受付	現着	完了
請 求 先			住 所			

精算入力票 (1) (漏水委託工事)

令和 年 月 日

工事区分1	漏 水			伝票番号		
工事区分2		受付番号		口径		件数 1
修繕場所			修繕年月日			管種
業者名			住所(〒)			
			氏名			

No	コード	工 種 ・ 規 格	単位	数量	単 価	金 額
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						

精算入力票 (2) (工破)

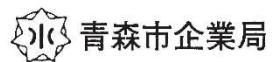
令和 年 月 日

工事区分1	工 破	伝票番号	
工事区分2		受付番号	口径 件数 1
修繕場所		修繕年月日	管種
業者名		住所(〒)	
		氏名	

No.	コード	工 種 ・ 規 格	単位	数量	単 価	金 額
1		委 託 料	式	1		
2		事 務 費	式	1		
3						
4		損 失 基 本 料 金				
5		損 失 従 量 料 金				
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						

精 算

年 月 日 業者名



口 径	mm	施工種別		工事区分	1.ブロック別 2.諸工事	伝票番号
住 所			方 書			使用者名

	工 事 ・ 規 格	工 種 コ ー ド	単 位	数 量	単 価	金 額
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						

Ⅱ バタフライ弁・空気弁点検業務

(目的)

第1条 本業務は、弁類の機能維持を図るため、バタフライ弁柵及び空気弁柵の点検清掃、空気弁の保守点検を実施するものである。

(業務概要)

第2条 業務概要は以下のとおりとする。

1 バタフライ弁柵及び空気弁柵の点検清掃業務

(1) 作業計画書作成（関係部署との協議を含む）

(2) 点検清掃作業

- ①鉄蓋の損傷劣化確認（ガタツキ、破損、表面摩耗、腐食、段差等）
- ②鉄蓋の機能確認（蓋の開閉操作性、蓋の逸脱防止機能の点検、受枠の清掃等）
- ③鉄蓋周りの舗装状態確認（不陸、段差、ひび割れ等）
- ④弁柵等の躯体内部の状況確認（溜まり水、土砂堆積の有無、ボックスのズレ、破損、高さ調整部の損傷等）
- ⑤継足金物、梯子等の状況確認（梯子、弁棒等の継足金物類の取付状態）
- ⑥弁柵等の躯体内部の清掃（溜まり水の排水、土砂の除去等）

(3) 報告書作成（作業日報含む、状況報告）

2 空気弁保守点検業務

(1) 作業計画書作成（関係部署との協議を含む）

(2) 点検作業

- ①漏水状況の確認（空気弁本体、管体、継手部からの漏水の有無）
- ②塗装等の状況確認（空気弁本体、管体の塗装状況（剥離、腐食等））
- ③ボルトナットの緩み、腐食状況の確認
- ④機能調査（動作及び機能の点検・確認）
- ⑤設置状況確認（空気弁設置状況（傾き、損傷等））
- ⑥空気弁の分解清掃

(3) 報告書作成（作業日報含む、状況報告）

3 本業務の点検予定数量の内訳は、別表のとおりとする。

(業務時期)

第3条 受注者は、12月までに現地のバタフライ弁・空気弁点検を終えるものとし、1月末日までに発注者に報告書を提出しなければならない。

(完了検査)

第4条 受注者は、委託業務を完了したときは、速やかにその旨を発注者に通知し、発注者の検査を受けなければならない。

(委託料の支払い)

第5条 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、発注者所定の請求書により、委託料を請求するものとする。

2 発注者は、前項の請求があった日から30日以内に、委託料を受注者に支払うものとする。

別表

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
バタフライ弁	60基	60基	60基	60基	60基
空気弁	51基	51基	51基	51基	51基
合計	111基	111基	111基	111基	111基

Ⅲ 年末年始凍結修理当番業務

(目的)

第1条 本業務は、年末年始における給水装置の凍結・破裂等の修繕に対応することを目的とする。

(年末年始当番期間)

第2条 受注者は、発注者の年末年始休業期間、8時30分から12時00分まで水道部施設課で待機し、水道部職員から交付を受けた連絡票に基づき凍結修理に当たるものとする。

(班の編成)

第3条 受注者は、配管工1名、一般運転手1名で修繕班を編成し、3班体制で凍結修理に当たるものとする。

(修繕の実施)

第4条 受注者は、修繕を実施した時は、指定様式により報告書を発注者に提出するものとする。

(委託料の支払)

第5条 受注者は、1月15日までに発注者所定の請求書により、発注者に請求するものとする。

2 発注者は、前項の請求があった日から30日以内に、委託料を受注者に支払うものとする。

(2) 漏水調査業務仕様書

(目的)

第1条 本業務は、管路の効率的な維持管理のため、漏水箇所の早急な発見を目的とする。

(業務場所等)

第2条 受注者は、漏水調査ブロック図（青森地区）に示す区域において本業務を行うものとし、その調査内容は、別紙1「調査項目及び概要」のとおりとする。

(業務時期)

第3条 受注者は、11月末までに漏水調査を終えるものとし、12月20日までに第14条に規定する成果品を発注者に提出しなければならない。

(受注者の義務)

第4条 受注者は、契約の履行にあたっては、業務委託の意図及び目的を十分に理解したうえで、調査業務の諸要素を満足するよう技術を発揮しなければならない。

- 2 受注者は、漏水探知技術の向上を図るため、水道部発行の漏水調査員証を持たない者及び自社社員でない者に調査を依頼または再委託をしてはならない。官公需適格組合の場合は、直接の雇用関係にある者または、官公需適格組合の組合員と直接の雇用関係にある者であること。ただし、発注者と受注者の協議により、予め書面により発注者の承諾を得た場合には、再委託できるものとする。
- 3 受注者は、内部研修の他、（公社）日本水道協会主催等の漏水防止講座を受講するなど、常に技術の研鑽に努めなければならない。

(技術者)

第5条 受注者は、業務に従事する技術者として、次の各号に定める実務経験等を有する者を定め、発注者所定の様式1「漏水調査業務従事者名簿」により届け出るものとし、従事する者が自社の社員であることを証明できるものを添付することとする。また、（公社）日本水道協会主催等の漏水防止講座を受講している者については、修了証書等を添付するものとする。

(1) 主任技術者

漏水調査業務及び漏水防止対策業務に精通し、5年以上の実務経験を有する者、かつ（公社）日本水道協会主催等の漏水防止講座を受講し、青森市の漏水調査業務及び漏水防止対策業務を理解修得した上で、漏水調査業務における技術上の管理を行うために必要な経験・知識・能力を有する者。さらに、調査技術に対する技術の継承を図るなど、青森市の漏水調査技術の維持・向上に尽力できる者。

(2) 調査技術者

ア 調査主任技師

漏水調査に精通し、5年以上の実務経験を有する者、かつ（公社）日本水道協会主催等の漏水防止講座を受講した上で、青森市の漏水調査業務及び漏水防止対策業務を理解修得し、業務の統括、計画、立案、指導ができる者。

イ 調査技師

漏水調査技術を習熟している者で、3年以上の実務経験を有する者、もしくは（公社）日本水道協会主催等の漏水防止講座を受講した上で、青森市の漏水調査業務の作業を習熟している者。

ウ 調査技師補（必要に応じて配置）は、次のいずれかに該当する者とする。

- （ア）漏水調査に従事し、1年以上の実務経験を有する者
- （イ）（公社）日本水道協会主催等の漏水防止講座を受講した者
- （ウ）5年以上の実務経験を有する者に1年以上随行した者

エ 調査随行者（必要に応じて配置）

漏水探知作業の経験がなく、5年以上の実務経験を有する者に随行する者

- 2 主任技術者は、調査主任技師を兼務できるものとする。
- 3 事故、住民とのトラブル等の無いよう調査に応じた適正な人員配置を行うものとする。
- 4 第1項に該当しない者及び漏水調査の実務経験のない者（調査随行者は除く。）の届け出は認めないものとする。
- 5 発注者は、試験掘の件数及び各種漏水調査の内容を総合的に判断して、主任技術者として不適任と認められる場合は、受注者に対して主任技術者の交代を命ずることができるものとする。

（関係官公署等への許認可申請）

第6条 受注者は、業務実施のために必要な官公署等への諸手続きを受注者の責任において迅速に処理するものとする。なお、関係官公署、その他に対して交渉を要するとき、または、交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を発注者に申し出るものとする。

（貸与機器）

第7条 発注者は、受注者に対し次に掲げる漏水調査機器類を貸与し、受注者は、貸付期間中において貸与された漏水調査機器類を善良な管理者の注意義務をもって適切に使用管理するものとする。万が一、取扱の不注意により機器等を破損させた場合は、受注者の責任において修理するものとする。

- （1） 相関式漏水探知器（2） 多点型相関式漏水探知器（3） 自記録式水圧計
- （4） バルブ探知器（5） その他発注者が所有する機器のうち必要と認められるもの

- 2 受注者は、貸与された漏水調査機器類を発注者が指定する業務以外に使用してはならない。
- 3 受注者は、発注者が指定する日時に発注者立会いのもと、漏水調査機器類の貸与を受けるものとする。
- 4 受注者は、調査が終了した場合は、速やかに漏水調査機器類を発注者に返却しなければならない。

（調査工程表）

第8条 受注者は、調査目的を十分に把握して様式2「調査工程表」を作成し、契約締結後10日以内に発注者に提出するものとする。

(身分証明書)

第9条 発注者は調査実施に先立ち、受注者に調査技術者の身分証明書を交付するものとする。

- 2 前項の身分証明書の交付は様式1「漏水調査業務従事者名簿」の届出後の1回で、追加補充のための身分証明書の交付は行わないものとする。ただし、調査技術者の退社等の事情により技術者に欠員が出た場合はこの限りではない。
- 3 受注者は、発注者の定める腕章を作成し、前項の身分証明書及び腕章を調査技術者に常時携帯着用させ、調査技術者は漏水調査業務に関係する土地の所有者等から提示を求められたときはこれを提示しなければならない。
- 4 受注者は、調査が完了したときは、遅滞なく身分証明書を発注者に返却するものとする。

(土地の立ち入り等)

第10条 受注者は、調査実施にあたり宅地内（公有又は私有の土地）に立ち入る場合は、あらかじめ占有者に対して了解を得るものとする。

(現場管理)

第11条 受注者は、業務の遂行にあたり、住民とのトラブル等により今後戸別音聴調査等の実施が困難とならないよう細心の注意を心がけるものとする。万が一、住民等からの苦情が続き、発注者が様式3「業務に関する注意指摘事項」において注意点を指摘した場合は、受注者は速やかに注意指摘内容の改善計画を様式4「改善計画書」において提出しなければならない。なお、様式3及び様式4は委託業務完成検査調書の検査所見の判断材料として使用する。

- 2 受注者は、調査にあたり、地上・地下の既設構造物を損傷しないよう適切な措置を講ずるものとする。
- 3 受注者は、業務遂行にあたり発注者及び第三者に損害を与えた場合は、受注者の負担において賠償するものとする。

(作業管理)

第12条 受注者は、漏水を発見した場合は、様式5「漏水発見伝票」に必要事項を記入し、速やかに発注者に提出するものとする。

(業務の履行確認)

第13条 受注者は、調査業務実施の都度、様式6「調査日報」に業務実施内容を記載し、担当者押印の上、発注者に報告するものとする。

- 2 発注者は、受注者に対し、本業務の履行確認（数量・結果等）のため、必要に応じ資料の提出を求めることが出来るものとする。

(成果品)

第14条 受注者は、調査終了後速やかに別紙2「成果品一覧」に掲げる成果品を発注者に提出するものとする。

- 2 成果品は、発注者の承諾を受けずに他に公表、貸与、譲渡、転売等をしてはならない。
- 3 前項の規定は、本業務終了後においても適用する。

(完了検査)

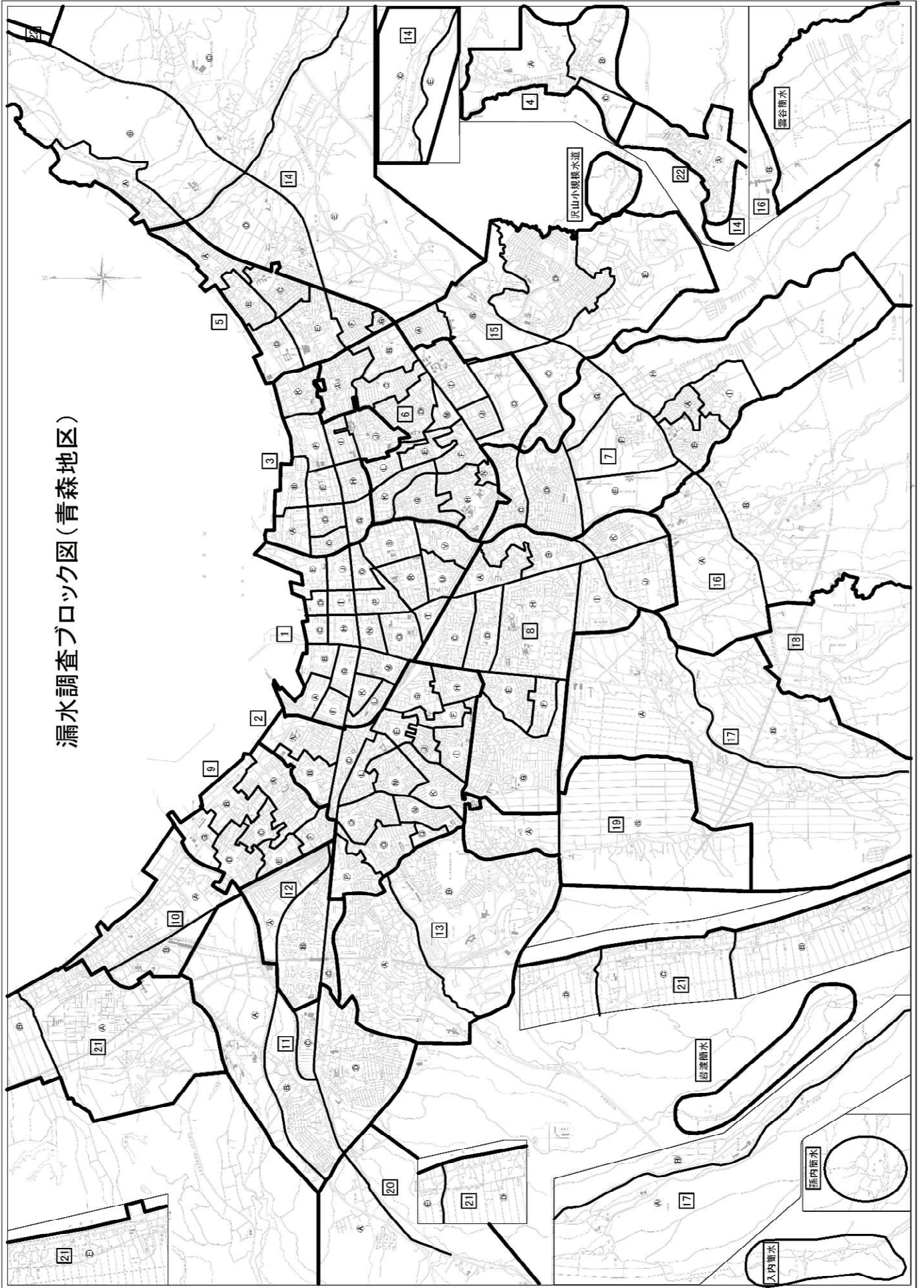
第15条 受注者は委託業務を完了したときは、速やかに前条に規定する成果品を提出し、発注者の検査を受けなければならない。

(委託料の支払い)

第16条 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、発注者所定の請求書により、委託料を請求するものとする。

2 発注者は、前項の請求があった日から30日以内に、委託料を受注者に支払うものとする。

漏水調査ブロック図(青森地区)



別紙1 調査項目及び概要（仕様書第2条関係）

・現場下見調査

本調査に先立ち、調査区域の給・配水管図面と現地の管路、仕切弁等の位置確認を行うこと。また、管種、埋設深度、地形及び調査作業の障害の有無等も同時に確認し、調査対象となる水道施設全般を把握し、その状況を発注者に書面にて報告すること。

・戸別音聴調査 調査区域戸数 113,300戸

（R6年度以降の調査区域は発注者の指示により、年度毎に決定する）

調査区域内全戸の止水栓及び量水器を調査対象とし、音聴棒を用いて漏水の有無を調査すること。

止水栓操作の必要がある場合は、給水装置使用者の了解を得て行い、調査後は必ずもとに戻すこと。

漏水発見箇所にスプレー等でマーキングする場合、家屋等に影響を与えないよう十分留意すること。

調査終了後、調査区域戸数に満たない場合は、発注者と協議すること。

調査結果の内容によっては発注者の指示により再調査を行うこと。

なお、漏水箇所の確定は受注者の責任で行い、漏水の有無だけの報告はしないこと。

・路面音聴調査 350km

（R6年度以降の調査範囲は発注者の指示により、年度毎に決定する）

発注者の指示する給・配水管路上の路面を調査対象とし、漏水探知器等を用いて漏水の有無を調査すること。なお、交通安全対策等のため調査員の前後に調査助手（現場作業の補助的作業を行う者）を配置すること。

調査結果の内容によっては発注者の指示により再調査を行うこと。

なお、漏水箇所の確定は受注者の責任で行い、漏水の有無だけの報告はしないこと。

・多点型相關式漏水調査 20km

（R6年度以降の調査範囲は発注者の指示により、年度毎に決定する）

事前に仕切弁内部を確認し、必要に応じて泥上げを行い、探知器の取り付けを可能にしたうえで、調査区域内を多点型相關式漏水探知器により調査し、配水管路における漏水の有無を調査すること。

調査路線については、発注者の指示に従うこと。

なお、漏水箇所の確定は受注者の責任で行い、漏水の有無だけの報告はしないこと。

・鉄道・国道・水路横断部漏水調査 237箇所

（R6年度以降の調査範囲は発注者の指示により、年度毎に決定する）

横断部前後の仕切弁等に2点型相關式漏水探知器を設置し、漏水の有無を調査すること。

調査箇所については、発注者の指示に従うこと。

なお、漏水箇所の確定は受注者の責任で行い、漏水の有無だけの報告はしないこと。

・夜間最小流量測定調査 20 区画

(R 6 年度以降の調査区画は発注者の指示により、年度毎に決定する)

本調査は、発注者所有の可搬型電磁流量計を用いて、漏水存在量を把握すること。

調査時に操作する仕切弁や流量測定用地下式消火栓は、事前に筐内部を確認し、必要に応じて泥上げ等を行うこと。また、自記録計を設置する消火栓は、事前に漏水や操作不良等の異常が無いことを確認すること。

発注者は必要に応じ、調査前に調査機器等の講習会を行うこと。

調査区画（工区）や調査時期については、発注者の指示に従うこと。

これらのほか、調査前に発注者作成のチラシを住民等へ配布すること。

測定調査中に、調査区画内において断水もしくは火災が発生した場合は、測定を中止すること。

また、上記の事由のほか、測定不可となった場合には、再測定調査について発注者と協議しその指示を仰ぐこと。

測定調査後は、測定結果から推定漏水量を把握したうえで漏水調査を行うこと。

なお、推定漏水量に対して発見漏水量が著しく少ない場合には、様式7「再調査指示書」により路面音聴調査等の再調査を命じることもあることから、綿密な漏水調査を行い漏水発見に努めること。

・漏水確認調査

漏水が疑われる箇所は、ボーリングバーや2点型相関式漏水探知器等を用い、漏水の有無及び箇所を確定させること。

なお、漏水確認調査中に配水管および給水管、他企業管へ損傷を与えた場合は、受注者の責任において速やかに復旧すること。

別紙2 成果品一覧（仕様書第14条関係）

1 報告書 提出部数7部

報告書には、次の事項を記載すること。

- (1) 調査概要
- (2) 調査結果及び分類
 - ① 戸別・路面音聴調査の結果
 - ② 多点型相関式漏水調査の結果
 - ③ 漏水確認調査の結果
 - ④ 鉄道・国道・水路横断部漏水調査の結果
 - ⑤ 夜間最小流量測定調査の結果
 - ⑥ 公道・宅地別、地上・地下別分類
 - ⑦ 管種別漏水の分類（管上・継ぎ手・残存管）
 - ⑧ 漏水発見件数・推定漏水防止量の分類比率と、配水管1km当たりの構成
- (3) 分析
 - ① ブロック・工区毎の漏水発見数について
 - ② 漏水防止効果
- (4) その他参考となる事項（発注者と協議の上記載すること。）

2 漏水位置図 提出部数CD1枚

水道部提供の配管平面図データ(Docu Works Desk)に次の事項を入力すること。

- (1) 配水管漏水位置
- (2) 配水管・給水管漏水位置
- (3) 路面音聴調査箇所
- (4) 多点型相関式漏水調査箇所

3 業務実施状況写真 提出部数1部

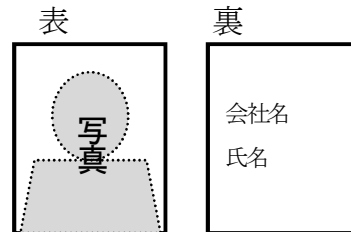
各調査項目の撮影箇所（工区）及び枚数等については、発注者の指示に従うこと。

仕様書第9条関係

○ 身分証明書

身分証明書作成のため、写真（たて2.5 cm×よこ2.0 cm）を各従事者2枚提出すること。

写真裏に会社名、氏名を記入すること。



○ 腕章

受注者で作成すること。

青森市企業局水道部漏水調査業務

漏水調査員

株式会社 ○ ○ ○ ○

8.5 cm

38.0 cm

漏水調査業務従事者名簿

青森市公営企業管理者企業局長 様

住所

商号

代表者職氏名

印

漏水調査業務仕様書第 5 条を理解した上、漏水調査業務に従事する者を下記のとおり定め通知します。

職務分担	氏名	※3 漏水調査実 務経験年数	※4 漏水防止講座の 受講の有無	下記※ 5 に該当するものを記入
主任技術者 (生年月日) (携帯番号)			有・無	
調査技術者	調査主任技師 (生年月日)		有・無	
	調査技師 (生年月日)		有・無	
	〃		有・無	
	調査技師補 (生年月日)		有・無	
	〃		有・無	
	調査随行者 (生年月日)		有・無	

※1 漏水調査業務仕様書第 5 条（技術者）を熟読した上、適する従事者を定めること。

※2 従事する者が自社社員であることの証明書等の写しを添付すること。

※3 調査技術及び実務経験のない者（調査随行者は除く。）の従事は認めないので届出しないこと。

（漏水調査の技術及び実務経験であって、水道工事等の技術及び実務経験ではない）

※4 漏水防止講座を受講している場合、その修了証書等の写しを添付すること。

※5 主任技術者及び調査主任技師は 5 つ以上、調査技師は 3 つ以上、

調査技師補は 1 つ以上の業務委託名等を記入すること。

5 年以上の実務経験者に随行者として実務を行った調査技師補は、その実務経験者の氏名・調査名・会社名を記入すること。

調査随行者は本調査において随行者（実務経験 5 年以上の者）の氏名を記入すること。

様式 3 (仕様書第 1 1 条関係)

業務に関する注意指摘事項		令和 年 月 日	
受注者		委託業務名	

上記事項について注意します。

課 長	副参事	漏水防止対策 T ・L	主 幹	漏水防止担当者

※ 2 部作成。1 部発注者、1 部受注者。

様式 4 (仕様書第 1 1 条関係)

改 善 計 画 書		令和 年 月 日	
受注者		主任技術者	Ⓔ
委託業務名			

上記のように、改善するようにいたします。

※ 2 部提出。

社 長		主任技術者		調査主任技師	
-----	--	-------	--	--------	--

上記事項について承諾します。

課 長	副参事	漏水防止対策 T・L	主 幹	漏水防止担当者

※伝票は支給

漏水発見伝票

整理番号		発見年月日	. . .
ブロック番号	-	調査区分	
氏名		電話	-
住所	丁目 番号		
目標			
漏水区分	1 配水管(公・私)	2 給水管	
漏水場所	1 公道(歩道・車道) 2 宅地 ・As ・Co ・土 ・他()		
漏水状況	1 地上 2 地下		
漏水種別	1 管上 2 継手 () 3 分水栓類	4 バルブ類 5 止水栓 6 丙バルブ 7 メータ・ナット	8 消火栓 9 空気弁 21 残存管 31 その他
修理依頼	依頼種別	1 土中業者 4 給水チーム 2 委託漏防班修理 5 官公署 3 本人業者依頼 31 その他	
	修理依頼月日	. . .	修No.
備考			

漏水修理明細表

処理月		修理月日	. . .
修理区分	1 配水管(公・私) 2 給水管		
修理場所	1 公道(歩道・車道) 2 宅地		
漏水状況	1 地上 2 地下	修理口径	mm
配水管	管種・口径	埋設年度	
土質			
修理種別	1 管上	4 バルブ類	8 消火栓
	2 継手	5 止水栓	9 空気弁
	()	6 丙バルブ	21 残存管
修理管種	3 分水栓類	7 メータ・ナット	31 その他
	1 VP	5 GP	31 その他
	2 PP	6 LP	
原因	3 SUS	7 ACP	
	4 DIP	8 CP(銅管)	
	1 腐食	4 経年劣化	8 施工不良
状態	2 緩み等	5 シール材(パッキン)老朽	
	3 荷重振動	6 操作ミス	31 その他
	1 折損	4 抜け	
防止量	m³/日		残存量 m³/日
	施工種別	1 土中業者 4 給水チーム 2 委託漏防班修理 5 官公署 3 本人業者依頼 6 その他	
施工区分	修理業者名		
	担当者		
備考			

漏水調査業務 調査日報

委託業者 担当者	水道部 担当者

会社名 _____

※鉛筆による記入不可

調査日時	昼間	令和 年 月 日 曜日	昼間日数 累計 (月単位)		調査人数	昼間	人	昼間調査 人数累計 (月単位)	
	夜間	令和 年 月 日 曜日	夜間日数 累計 (月単位)	日		夜間	人	夜間調査 人数累計 (月単位)	人

調査項目	調査ブロック	調査地区	数量	累計 (月単位)	総累計 (終了した数量を すべて記入)
<input type="checkbox"/> 戸別音聴調査			件	件	件
<input type="checkbox"/> 路面音聴調査			km	km	km
<input type="checkbox"/> 多点型相関式漏水調査			km	km	km
<input type="checkbox"/> 鉄道横断部漏水調査			箇所	箇所	箇所
<input type="checkbox"/> 国道横断部漏水調査			箇所	箇所	箇所
<input type="checkbox"/> 水路横断部漏水調査			箇所	箇所	箇所
<input type="checkbox"/> 夜間最小流量測定調査			区画	区画	区画
<input type="checkbox"/> 現場下見作業 作業内容 ()			/	/	/
<input type="checkbox"/> 漏水確認調査			/	/	/
<input type="checkbox"/> 報告書作成			/	/	/
<input type="checkbox"/> その他 ()					

備考	
----	--

様式7

課長	副参事	漏水防止対策T・L	主幹	担当者

令和 年 月 日

(業者名) 様

青森市企業局水道部施設課長

再調査指示書

貴社が受託している漏水調査業務のうち、夜間最小流量測定調査において確認された推定漏水量に対して発見漏水量が著しく少ないため、路面音聴調査等により再調査することを指示する。

記

業務委託名 : 漏水調査業務 (その〇)

推定漏水量 : m³/日

現時点での発見漏水量 : m³/日

調査期限 : 令和 年 月 日まで

※ 再調査を行っても漏水を発見できなかった場合は、発注者と協議のうえ指示を仰ぐこと

(3) 検定満期メーター取替業務仕様書

(目的)

第1条 この業務は、発注者が使用者又は所有者（以下「使用者等」という。）へ貸与した水道メーター（以下「メーター」という。）を計量法に基づく検定期間満了前に新たなメーターに取替えることを目的とする。

(取替予定個数)

第2条 本業務の取替予定個数及び種別口径の内訳は、別表のとおりとする。

(受注者の義務)

第3条 受注者は契約の履行に当たっては、業務の意図及び目的を十分に理解したうえで、業務の諸要素を満足するように努めるものとする。

(関係法令等の遵守)

第4条 受注者は、業務遂行にあたり、業務に関する関係法令等を遵守するものとする。

なお、関係法令等の運営適用は、受注者の負担と責任において行うものとする。

(関係官公署等への許認可申請)

第5条 業務遂行のため必要な官公署等への諸手続きは、受注者が迅速に処理するものとする。また、関係官公署、その他に対して交渉を要するとき又は交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を発注者に申し出て協議するものとする。

(業務計画書の提出)

第6条 受注者は、契約書及び本仕様書に基づき、業務目的を十分に把握して、契約締結後遅滞なく、次の各号を記載した業務実施計画書を発注者に提出するものとする。

(1) 業務実施計画書（表紙）（様式1）

(2) 業務実施工程表（様式2）

(3) 業務組織表（様式3）

（検定満期メーター取替業務、検定満期メーター廻り修繕業務）

添付書類 給水装置工事主任技術者免状、実務経験証明書（様式4）

（主任技術者、現場代理人、技術者、業務従事者）

(4) 緊急時の連絡体制（様式5）

休日においても連絡をとれる電話番号を2名記すものとする。

(現場代理人、主任技術者及び技術者等)

第7条 受注者は、業務遂行の技術上の管理をつかさどる主任技術者（給水装置工事主任技術者の資格を有する者）、取替業務現場の取締り及び業務に関する一切の事項を処理する現場代理人のほか、次の各号に定める技術者（但し主任技術者を含むことができる。）をそれぞれ1名以上選任し前条第1項における業務組織表により発注者に届け出るものとする。

(1) 給水装置業務に携わり3年以上の実務経験を有する者

(2) 給水装置業務に携わり1年以上の実務経験を有する者

2 受注者は、複数の班編成により業務を遂行する場合は、前項第1号および第2号の技術者を班毎に配置するものとする。

3 主任技術者は、現場代理人を兼ねることができるものとする。

4 業務組織表には、主任技術者の資格を証明する資料を添付するものとする。

(身分証明書)

第8条 発注者は取替業務実施に先立ち、受注者に作業従事者の身分証明書を交付する。

また、受注者は身分証明書の交付のために、作業従事者の写真を提出するものとする。(別紙1)

2 前項の身分証明書の交付は業務組織表の届出後の1回で追加補充のための身分証明書の交付は行わないものとする。ただし、作業従事者の退社等の事情により技術者欠員が出た場合はこの限りではない。

3 受注者は前項の身分証明書を作業従事者に常時携帯着用させ、取替業務に係る

土地の所有者等から提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

4 受注者は業務が完了したときは、遅滞なく身分証明書を発注者に返却するものとする。

(事前調査)

第9条 受注者は、業務着手に先立ち、現地の状況、関連業務その他について、事前調査を行い実情把握のうえ実施するものとする。

(土地の立入り等)

第10条 受注者は、業務遂行にあたり宅地内（公有又は私有の土地）に立ち入る場合は、事前または止むを得ない場合は事後に利害関係者の承諾を得るものとする。

(現場管理)

第11条 受注者は、業務遂行にあたり市民等に迷惑を及ぼさないように、十分注意するものとする。

2 受注者は、業務遂行にあたり、地上、地下の既設構造物を損傷しないよう適切な措置を講ずるものとする。

(契約額の変更)

第12条 本業務は原則として契約額の変更は行わないものとする。

2 次の各号に該当すると認められる場合は前項の規定にかかわらず、発注者と受注者が協議のうえ変更契約を締結し契約額の変更を行うものとする。

(1) 取替・撤去及び調査実施個数が実施予定個数の105%を超えた場合

(2) 取替・撤去及び調査実施個数が実施予定個数の95%を下回った場合

(業務実施時間)

第13条 取替業務は原則として午前8時30分から午後5時までとし、土曜日、日曜日、祝日は取替業務を実施しないものとする。但し、使用者等から日時指定があった場合等、やむを得ない事情により当該時間内に取替業務を実施できない場合は、使用者等及び発注者と協議のうえ、実施するものとする。

(メーターの支給および返納)

第14条 受注者は、発注者が支給する取替用新規メーターを預かる際には支給メーター預かり書(様式6)を発注者に提出するものとする。

2 前項で支給されたメーターのうち未設置分のメーターを返納する場合は、返納メーターとともに支給メーター返納書(様式7)を発注者に提出するものとする。

(メーター保管場所の確保)

第15条 受注者は、発注者が支給する取替用新規メーター全個数を一括管理するため、当該業務関係者以外の者が立入りできない措置を講じたメーター保管場所を確保しなければならない。

2 保管場所は常に整理整頓し、清潔に保ち、地震等の発生時にも支障のないような保管方法をとらなければならない。

3 保管が完了した際には速やかに保管場所(建物外観)、保管状況(内部)について管理状況写真を発注者に提出しなければならない。

(業務遂行上の注意事項)

第16条 現場代理人は、取替業務を迅速かつ円滑に進めるものとする。

2 現場代理人は、技術者等に十分なる教育をし、市民等に迷惑をかけないよう指導を徹底し、円滑に取替業務を進めるものとする。

- 3 作業従事者は、発注者が指定する名札・腕章を着用し、使用者等の誤解を招かないよう配慮し、作業にあたるものとする。
- 4 作業従事者は、作業車等の駐車場所を適正に確保するものとする。
- 5 集合住宅等、管理人が介在する場合は、取替業務について、事前（1～2週間程度前）に管理人の承諾を得るとともに各使用者等へ取替業務日程の通知を行うものとする。
- 6 作業従事者は、施工前に必ず使用者等及び管理人を訪ね、了解を得てから業務を行うものとする。但し、使用者等・管理人が不在の場合はこの限りではない。
- 7 お盆等で長期休業する場合には、夏季休暇等届（様式8）を発注者に提出するものとする。

（作業手順）

- 第17条 受注者は、取替業務を実施する2～3日前（集合住宅においては7日以上前）に、水道メーター取替のお知らせを、取替時に使用者宅を訪問するとともに、取替え後に、水道メーター取替完了のお知らせを使用者等に必ず配付するものとする。
- 2 取替業務実施前に、次の各号について必ず確認するものとする。
 - （1）使用者名
 - （2）メーター口径
 - （3）メーター番号
 - （4）漏水の有無
 - （5）給水管の腐食等の有無
 - （6）止水装置の開閉状態
 - 3 新旧メーターの指針等を確認のうえ、取替伝票に読みやすい字で記入するものとする。
 - 4 メーター取替は、必ず1個毎に取外し取付けするものとする。
 - 5 メーター取付け後に次の各号について確認を行うものとする。
 - （1）メーター取付け方向
 - （2）パイロット回転の確認
 - （3）ナット漏水の有無
 - （4）集合住宅等の場合、部屋番号とメーター番号の照合
 - 6 取替え後は原状回復を行い、取替業務中発生した残土、及びごみ等は回収して前後処理を行うものとする。
 - 7 取替業務は、検針予定日の9日前までに行うものとし、取外したメーターは、水洗いをし、2日以内に検定満期メーター取替日報（様式9）及び業務伝票（様式10）並びに業務を行った各戸の水道メーター業務伝票とともに発注者に返納するものとする。

- 8 取外したメーターを返納する場合には、口径40mm以下はメーター保管用プラスチックケースに入れ、伝票とメーター並びを同一の順序で搬入するものとする。
- 9 受注者は、当日実施したメーター取替箇所について、取替業務終了後に再度メーター取付け番号及び設置状況の確認を行い、メーター番号誤り及びナット漏水並びにメーター逆取付けの防止に努めるものとする。
- 10 取替伝票は、取替日報を付けて提出するものとし、メーター撤去を行った場合は取替を行ったものとは別に区分し、取替日報（撤去用）を伝票に付けて提出するものとする。
- 11 受注者は、集合住宅等のメーター取替えにおいて、取外しメーターと取付けメーターの誤設置・番号誤記入防止対策として、次の各号を遵守するものとする。
 - (1) 事前に新旧対照一覧表（様式11）を作成し、取外しメーターと取付けメーターの番号を誤らないよう配慮し、業務終了後に提出すること。なお、誤設置・番号誤記入により水道料金の誤徴収が発生した場合は、受注者の責任において解決すること。
 - (2) 取付けメーターのフタに部屋番号及び取外しメーター番号を記入すること。
 - (3) 取替え後は、必ず通水確認を行い誤設置・番号誤記入を防止すること。ただし、使用者と連絡が取れない等、やむを得ない事情により通水確認を出来ない箇所については、速やかに、発注者に報告するものとする。
 - (4) 受注者は、上記以外にも誤設置・番号誤記入防止に有効と思われる措置を講じ、その実施内容について発注者に報告すること。
- 12 受注者は、メーター取付け個数及び取外し個数並びに残数を管理し、業務期間内の月末毎に数量表（様式12）を発注者へ提出するものとする。

（取替業務に伴う苦情等に関する事項）

第18条 受注者は、取替業務において、使用者等からの疑義の申し立て、苦情等があったときは、速やかに受注者の責任で使用者へ回答し、誠意をもって迅速な解決を図るものとする。また、その結果を発注者に報告し、発注者が事後処理に関わることをないように措置を講ずるものとする。

- 2 受注者は、取替業務中にメーターユニオン・接合部・止水栓・その他に損傷を与え、漏水を発生させた場合は、発注者に報告するとともに、受注者の責任により速やかに修理しなければならない。また、取替業務後、漏水の異常が発見されたときも同様の取扱いとし、これに起因する水道使用料金は受注者が責任を負うものとする。

- 3 受注者は、発注者より苦情の対応依頼があった時は、速やかに誠意をもって対応しなければならない。
- 4 受注者は、取替業務において、逆取付け・交差取付け並びに取扱いの不注意等により生じるメーターの故障等で、発注者に損失を与えたときは、受注者の責任において賠償しなければならない。
- 5 受注者は、取替業務のため、引渡しを受けたメーター及び取外したメーターを発注者へ返納するまでの間、メーター保管について十分注意をし、厳重かつ適正に管理を行うものとする。メーターを紛失した時は、速やかに発注者に報告するとともに、受注者の責任において賠償するものとする。

(業務完了に伴う報告書)

- 第19条 受注者は、取替が困難な個々の事案とその対処方法、及び取替業務についての包括的な報告として、業務終了後速やかに、作業報告書(様式13)を提出するものとする。
- 2 受注者は、取替業務終了後、取替えができなかった残伝票を、事由毎に仕分けし返納するものとする。また、取替業務工区内の未取替え詳細報告書(様式14)を作成し、現場写真(外観及びメーター廻り)を添え、施工内容及び件数を集計し提出するものとする。

(完了検査)

- 第20条 受注者は委託業務を完了したときは、速やかに前条第1項、第2項に規定する報告書を提出し、発注者の検査を受けなければならない。

(委託料の支払い)

- 第21条 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、発注者所定の請求書により、委託料を請求するものとする。
- 2 発注者は、前項の請求があった日から30日以内に、委託料を受注者に支払うものとする。

(その他の事項)

- 第22条 受注者は、以下の各号の事由が発生した場合、発注者に連絡、協議し了承を得た上で、メーターの取替えを行わないものとする。
- (1) 取替メーターの給水対象が新築中で後日(完了時)、新メーターを貸与する場合
 - (2) 今年度中の住居の建替えが決定している場合
- 2 受注者は、以下の各号の事由が発生した場合、発注者に連絡、協議し了承を得た上で、メーターの撤去を行うものとする。

- (1) メーター指針が1 m³前後のもの
 - (2) 明らかに長期使用されていない住宅（空家）のメーター
 - (3) 更地や駐車場にあり、使用されていないのが明らかなメーター
- 3 受注者は、空家のメーターを撤去する場合、一次側をプラグ止めするものとする。
 - 4 受注者は、取替対象建物や取替メーター位置が不明の場合は、発注者にメーター取替日報の提出をもって問い合わせるものとする。
 - 5 受注者は、アパート等でメーターボックスのフタ及び保温カバーに部屋番号等を表示している場合は、メーターボックスのフタ及び保温カバーを取外し後に必ず正規の位置に取付けるものとする。
 - 6 受注者は、保温カバー取外し後に再利用する場合は、新規テープで巻き付けを行い適正に機能を発揮できるよう復旧を行うものとする。
 - 7 受注者は、取替業務終了後に通水する際は、濁水（赤水）、ウォーターハンマー等の発生及び給水器具の詰まりに十分注意し、通水作業を行うものとする。
 - 8 受注者は、取替業務前に受水槽の有無を調査し、受水槽が設置されている場合には、断水等を防ぐため、受水槽に十分な水位があることを確認し、受水槽手前のバルブを閉める等の措置を講ずるものとする。さらに管内の錆等が定水位弁等の機器に影響を及ぼさないよう、機器手前で十分に吐出を行った上で給水を開始する等の詰まり防止策を講ずるものとする。
 - 9 既設で簡易式チャッキ弁が取付けられている場合は、発注者支給の簡易式チャッキ弁を再度取付けるものとする。また、メーターのパイロットがエアーなどにより揺れる場合は簡易式チャッキ弁を取付けるものとする。
 - 10 受注者は、取替業務中にその他の疑義が生じた場合は、発注者に連絡、協議し了承を得た上で、取替業務を実施するものとする。
 - 11 業務完了後は速やかに身分証明書、検針順路図及び取替リスト等個人情報を含むものはすべて発注者に返却するものとする。

別表

検定満期メータ取替予定数量表(第7工区及び電子・大型工区)

年度		13mm			20mm			25mm			40mm			50mm			75mm			100mm		150mm		小計	計
		直読	遠隔	電子	直読	遠隔	電子	直読	遠隔	電子	直読	遠隔	電子	直読	遠隔	電子	直読	遠隔	電子	直読	遠隔	直読	遠隔		
R5 2023	7工区	30	0		745	5		35	5		50	0												870	1,475
	電子			3			450			5		3			4		0							465	
	大型												100	6		20	10		2	0	2	0		140	
R6 2024	7工区	15	1		984	0		9	1		10	0												1,020	1,960
	電子			17			790			24		9			0		0							840	
	大型												80	0		9	5		5	0	1	0		100	
R7 2025	7工区	15	5		495	0		10	0		5	0												530	1,380
	電子			7			641			9		8			5		0							670	
	大型												145	7		20	2		4	1	1	0		180	
R8 2026	7工区	47	2		730	0		20	0		1	0												800	1,400
	電子			24			385			15		4			2		0							430	
	大型												128	10		22	3		3	3	1	0		170	
R9 2027	7工区	50	0		1,165	0		15	0		0	0												1,230	2,020
	電子			80			523			9		10			6		2							630	
	大型												115	10		21	5		4	4	1	0		160	
小計		157	8	131	4,119	5	2,789	89	6	62	66	0	34	568	33	17	92	25	2	18	8	6	0		8,235

第 工区 (案) 会社名 :

名

業務委託証明書

〈所 属〉

〈氏 名〉

2.5 写真

2.0

上の者は、当事業体が委託した検定満期メータ
ー取替業務に従事する者であることを証明す
令和 年 月 日 交付
青森市企業局水道部
青森市公営企業管理者企業局長

- 一 この証明書は、メーター取替業務に従事する場合は、必ず携帯しなければならない。
- 二 この証明書は、土地の所有関係者から請求があったときは、提示しなければならない。
- 三 この証明書は、他人に貸与してはならない。

業務委託証明書

〈所 属〉

〈氏 名〉

2.5 写真

2.0

上の者は、当事業体が委託した検定満期メータ
ー取替業務に従事する者であることを証明す
令和 年 月 日 交付
青森市企業局水道部
青森市公営企業管理者企業局長

- 一 この証明書は、メーター取替業務に従事する場合は、必ず携帯しなければならない。
- 二 この証明書は、土地の所有関係者から請求があったときは、提示しなければならない。
- 三 この証明書は、他人に貸与してはならない。

業務委託証明書

〈所 属〉

〈氏 名〉

2.5 写真

2.0

上の者は、当事業体が委託した検定満期メータ
ー取替業務に従事する者であることを証明す
令和 年 月 日 交付
青森市企業局水道部
青森市公営企業管理者企業局長

- 一 この証明書は、メーター取替業務に従事する場合は、必ず携帯しなければならない。
- 二 この証明書は、土地の所有関係者から請求があったときは、提示しなければならない。
- 三 この証明書は、他人に貸与してはならない。

業務委託証明書

〈所 属〉

〈氏 名〉

2.5 写真

2.0

上の者は、当事業体が委託した検定満期メータ
ー取替業務に従事する者であることを証明す
令和 年 月 日 交付
青森市企業局水道部
青森市公営企業管理者企業局長

- 一 この証明書は、メーター取替業務に従事する場合は、必ず携帯しなければならない。
- 二 この証明書は、土地の所有関係者から請求があったときは、提示しなければならない。
- 三 この証明書は、他人に貸与してはならない。

様式1(第6条関係)

令和 年度検定満期メータ一取替業務(第 工区)

業務実施計画書

受注者名 :

令和 年度検定満期メータ一取替業務緊急時連絡表

工区	受注者名	緊急時連絡者名	携帯電話番号	会社電話番号
第1工区				
第2工区				
第3工区				
第4工区				
第5工区				
第6工区				
第6工区				
第7工区				
電子・大型 工 区				
電話回線 接 続				
浪岡地区 第1工区				
浪岡地区 第2工区				

青森市公営企業管理者企業局長 様

支給メーター預かり書

受注者名

令和 年度 検定満期メーター取替業務（第 工区）で使用する
水道メーターを、下記のとおり預かりましたので報告します。

口 径	型 式	数 量
		個
		個
		個
		個
		個
		個
		個
		個
		個
		個
合 計		個

青森市公営企業管理者企業局長 様

支給メーター返納書

受注者名

令和 年度 検定満期メーター取替業務（第 工区）で預かりました
水道メーター残個数を、下記のとおり返納しましたので報告します。

口 径	型 式	数 量
		個
		個
		個
		個
		個
		個
		個
		個
		個
		個
		個
		個
合 計		個

令和 年 月 日

青森市公営企業管理者企業局長 様

受注者名

夏 季 休 暇 等 届

夏季休業等については下記の通りです。

業 者 名 :

工 区 名 :

休 暇 期 間 :

緊 急 連 絡 先 :

令和 年度 検定満期メータ一取替日報

第 工区

施工業者名：

施工年月日： 令和 年 月 日分

種別	口径	mm	mm	mm	mm	合計
取替	直読					
	遠隔					
	合計					
撤去	円読					
	直読					
	遠隔					
	合計					

作業状況

※取替未実施メータについて

お客様番号	検針順路	メータ番号	取替未実施理由

作業従事者名		現場代理人 チェック欄	
--------	--	----------------	--

(取替用)

令和 年 月 日分			取替数			営業課		
様式10 業務伝票			口径	直読	遠隔	検針票転記月日		
検定満期取替						令和 年 月 日		
町名						担当者		
	B	町名	号			計算センターパンチ		
				計		令和 年 月 日		
工区						担当者		
施工業者名						令和 年 月 日		
水道部 給排水課 給排水チーム						担当者		
						取替伝票		

(取外用)

令和 年 月 日分			撤去数			営業課		
様式10 業務伝票			口径	直読	遠隔	検針票転記月日		
検定満期取替						令和 年 月 日		
町名						担当者		
	B	町名	号			計算センターパンチ		
				計		令和 年 月 日		
工区						担当者		
施工業者名						令和 年 月 日		
水道部 給排水課 給排水チーム						担当者		
						取外伝票		

令和 年 月 日

青森市公営企業管理者企業局長様

受注者名

印

検定満期メータ取替業務 作業報告書 (第 工区)

取替業務についての包括的報告

